

免許の取消事由の追加

労働安全衛生法第74条第2項第5号、労働安全衛生規則第66条に定める都道府県労働局長による免許の取消し、期間を定めて免許の効力を停止することができる場合に、次の事項が追加されました。

免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があったとき

●労働災害防止団体法施行規則、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、機械等検定規則及び作業環境測定法施行規則の一部改正

●施行日：平成25年4月1日